

佐賀県飼養衛生管理指導等計画

令和6年4月1日

佐賀県公表

はじめに

- I 本計画は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の4に規定により定めるものである。
- II 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3か年とする。
- III 法第3条の2に規定する特定家畜伝染病防疫指針、法第12条の3に規定する飼養衛生管理基準及び法第12条の3の3に規定する飼養衛生管理指導等指針と併せ、本計画を適切に運用していくことにより、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止に努めるとともに、家畜及び家きんの生産性向上を図る。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 佐賀県の畜産業の現状

1 県内の畜種ごとの飼養状況（令和5年2月1日現在）

畜種	農場数	頭羽数
乳用牛	35	2,002
肉用牛	605	54,099
豚	41	77,274
採卵鶏	90	365,834
肉用鶏	86	4,161,913
馬	57	971

県内の乳用牛経営においては、飼養戸数及び飼養頭数は減少傾向にある。

肉用牛肥育経営においては、飼養戸数は減少傾向にあるものの、飼養頭数はほぼ横ばいで推移している。

一方、肉用牛繁殖経営においては、小規模経営が多く、それらの経営体の高齢化による廃業が進み飼養戸数は減少しているが、飼養頭数は一部農家の規模拡大により増加している。

養豚経営においては、飼養戸数及び飼養頭数ともに減少傾向にある。

採卵鶏経営においては、小規模経営が増加しているため飼養戸数が増加しているが、飼養羽数は減少傾向にある。肉用鶏経営においては、飼養戸数は減少傾向であるが飼養羽数は増加している。

なお、肉用牛肥育経営、繁殖経営及び肉用鶏経営の一部では規模拡大が進んでいる。

2 家畜伝染病発生時の連携

家畜防疫では市町や農業協同組合などの関係機関との協力体制の構築が不可欠である。

本県では、牛飼養農場のほとんどが農業協同組合等に属し、肉用鶏農場はインテグレーションが進んでいることから、万一、家畜伝染病が発生した場合、生産者団体との連携が速やかに構築できる。一方、豚及び採卵鶏農場においては生産者団体に加入しない個別経営が多いことから、市町の協力が特に重要となる。

また、家畜伝染病発生時に迅速な対応ができるように、発生農場での防疫措置（埋却）や消毒ポイントの運営については建設業協会と、人員の輸送についてはバス・トラック協会と、防疫資材の輸送についてはトラック協会など多くの団体と防疫協定を締結している。

なお、獣医師の確保については、農業共済組合が運営する家畜診療所は、畜産が盛んな県北西部のみに設置されており、その他の地域では個人経営の家畜診療所が多いため、組織的な家畜防疫に対する協力を得にくいことから、公衆衛生部局の獣医師を含め防疫措置にあたることとしており、あわせて獣医師会とも協定を締結している。

また、県内の家畜飼養農場は埋却地を有していることから、家畜伝染病発生時には原則埋却することとしている。なお、県内に化製場がないことから、家畜伝染病発生時のレンダリング装置の活用を検討している。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 鶏飼養農場においては、平成16年以降、国内で高病原性鳥フルエンザが散発しており、平成27年、29年、令和4年、5年に県内での発生を経験したこと、また豚飼養農場においては、平成22年の宮崎県での口蹄疫、平成30年9月からの国内での豚熱や令和5年の県内での発生、平成26年の県内での豚流行性下痢の発生を経験していることなどから、農場における衛生対策の重要性が浸透しており、ほとんどの農場において飼養衛生管理基準が遵守されている。

一方、牛飼養農場においては、平成13年の国内でのBSEや平成22年の口蹄疫が発生をしているが、発生から時間が経過していること、BSEは十分コントロールされていることなどから、衛生対策への意識が低下しており、飼養衛生管理基準が遵守されていない農場が散見される。また、肉用牛繁殖経営においては高齢者による小規模経営が多く、衛生対策を十分実施できない事例も見受けられる。

【飼養衛生管理基準遵守状況】

令和5年2月現在

畜種	遵守率80%未満の項目数の項目数	遵守率80%未満の項目
乳用牛	4	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣による衛生管理区域への病原体の侵入防止 (16-②) ・車内における交差汚染の防止 (17-②) ・衛生管理区域内の整理整頓 (30-①) ・衛生管理区域から退出する車両の消毒 (34)
肉用牛	12	<ul style="list-style-type: none"> ・立入者ならびに消毒に関する記録の作成・保管 (4-①、②) ・衛生管理区域への入退場の際の手指等の消毒 (15、34) ・専用の衣服及び靴の着用、更衣による衛生管理区域への病原体の侵入防止 (16-①、②) ・入場する車両の消毒、車内における交差汚染の防止 (17-①、②) ・畜舎に出入りする際の手指の洗浄及び消毒 (23) ・畜舎ごとの専用靴の設置 (24-①) ・衛生管理区域内の整理整頓 (30-①) ・衛生管理区域から退出する車両の消毒 (34)
豚	1	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣による衛生管理区域への病原体の侵入防止 (26-②)
採卵鶏	0	なし
肉用鶏	1	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣による衛生管理区域への病原体の侵入防止 (14-②)

2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況（国内）	家畜の伝染性疾病の発生状況（県内）	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病については、全国的に発生が見られ、毎年300件前後確認されている。 ・牛伝染性リンパ腫は発生が増加しており、生産現場での被害も増加傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病については、数年に一度発生している。直近では、令和2年7月に1件発生。 ・牛伝染性リンパ腫については、毎年30件前後の発生がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病については、その特性から早期にELISA検査で摘発できないこと、発生した場合、原則3年間以上の清浄性確認検査が必要であり、農家負担が大きい。また、県外から導入された乳用牛に発生が多い傾向がある。 ・牛伝染性リンパ腫については、特に肥育牛におけると場摘発が多く経済的損失が大きい。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱については、平成30年9月以降、20都県90事例で発生している。 ・豚流行性下痢は、平成25年10月に7年ぶりに発生し全国的に流行。現在も散発している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱については、令和5年8月に九州初となる2例の発生が確認された。 ・豚流行性下痢については、平成29年2月の発生を最後に確認されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱については引き続きワクチンの適正な接種について指導をしていく。 ・豚流行性下痢の発生は認められないが、豚胸膜肺炎（APP）及び豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）対策については、農場間で異なることから、農場ごとに陽性率に差がある。
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザは平成16年に79年ぶりに発生し、令和2年度以降は毎年発生している。令和5年シーズンは、これまでに10件11事例発生し、約85.6万羽が殺処分の対象になった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザはこれまでに4回発生を経験しており、令和4年、5年と2期連続で発生をし、特に令和5年シーズンは11月に佐賀県が初発となった。 ・鶏伝染性気管支炎、マレック病及び鶏アデノウイルス感染症が散発している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・採卵鶏農場においては、依然として開放型の鶏舎が多いため、野鳥等の侵入防止対策が重要となる。 ・肉用鶏農場においては、敷料は鶏糞の堆積発酵による再利用が多く、発酵が十分でない場合、疾病が発生しやすくなる。

馬	<ul style="list-style-type: none"> ・馬伝染性貧血は平成23年に確認された後、発生なし。 ・馬インフルエンザは平成19年～20年にかけて全国的に流行した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・馬の伝染性疾病は、平成19年の馬インフルエンザの発生以降確認されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内には地方競馬場があり、馬の移出入があることから、適切なワクチネーションによる疾病予防、器具器材等の消毒の徹底が重要となる。 ・県内には競馬場、乗馬クラブ、愛玩など様々形態で馬が飼養されていることから、飼養形態にあった衛生指導が必要。
---	--	--	--

3 各主体との連携に係る課題

- (1) 農業協同組合等：日ごろから家畜飼養農場との接点が多く、農場の現状等を把握していることから、今後も家畜保健衛生所と共通認識を持って連携し衛生対策の指導等を実施することが求められている。
- (2) 市町：家畜飼養農場へ立入る機会が少なく、飼養状況等の農家情報も乏しいことから、家畜保健衛生所が実施する立入検査・調査に同行して現状を把握するよう努める必要がある。
- (3) 家畜診療所、飼料配送会社及び動物用医薬品販売業者等：農場へ立入る際の消毒等の衛生対策について、確実に実施することが求められている。
- (4) 電気やガス等のインフラ関係者：農場へ立入る際の消毒等の衛生対策について職員へ徹底させるよう、企業に対し周知する必要がある。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

家畜飼養農場に対する飼養衛生管理の指導については、農場巡回により実施することを基本とし、あわせて、生産者等が開催する総会・部会等及び県が開催する研修会など、生産者が集まる機会を活用して行う。

家畜伝染性疾病の発生状況等の緊急情報については、家畜の所有者及び飼養衛生管理者等へ電話、ファクシミリ、Eメール等を活用して周知する。

また、飼養衛生管理に必要な情報等については、立入時や部会・総会等の生産者の集まりの場を活用して周知する。

家畜所有者及び飼養衛生管理者の連絡先については、立入時に聞き取り調査を行い収集する。

家畜保健衛生所が実施した病性鑑定や立入検査の結果、生産性を阻害する疾病の対策が必要な場合については、消費・安全対策交付金事業を活用し、必要な検査・調査を実施したうえで、農家の実情に合わせた衛生対策等が実施できるよう指導・助言を行う。

家畜保健衛生所においては、日頃から、地域推進会議等を通じ、家畜の飼養状況や家畜伝染性疾病の発生状況等を市町、農業協同組合等と共有しており、万一の発生に備えた緊急連絡体制の構築も年度当初に実施している。

動物用医薬品の適正な使用は、薬剤耐性菌の発現を抑制し、安心・安全な畜産物の供給に寄与することから、立入時に家畜の所有者及び飼養衛生管理者への指導を実施する。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

原則、家畜保健衛生所（家畜防疫員）が全ての家畜・家きん飼養農場へ立入り、指導を実施する。

家畜防疫員は、立入時に家畜所有者及び飼養衛生管理者等を立会させ、飼養衛生管理基準遵守状況のチェックをどのように行うか指導し、所有者等が自己点検の方法等を習得できるよう努める。

毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、項目等については、指導を実施する家畜保健衛生所の意見を参考に決定する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生状況及び動向を把握するために必要情報の収集に関する事項

I 実施方針

家畜伝染性疾病の発生状況を把握するため、以下のとおり立入検査を実施する。同時に、家畜の飼養に係る衛生管理の状況を把握するための立入検査も実施する。

以下の1から17に掲げる実施方針に関しては、毎年作成しホームページ等で公表する。

また、伝染性疾病や原因不明の疾病が発生し、家畜飼養者等から病性鑑定依頼があった場合は原則速やかに検査を実施する。

立入検査（サーベイランス検査）や病性鑑定の結果は、その都度取りまとめを行い家畜飼養者等に返却し、飼養衛生管理の改善等に資する。

その他、食肉衛生検査所から毎月と畜検査結果が送付されるので、その結果を確認し、通常とは異なる結果が認められた場合は、必要に応じて立入検査等を実施する。

1 ブルセラ症検査

牛のブルセラ症については、「牛のブルセラ症及び結核の全国的清浄性確認サーベイランス実施要領」に基づき、県全域において清浄性維持サーベイランス検査を行う。

令和6年度は、肉用牛5頭、流産サーベイランス7頭を検査対象牛とする。

2 結核検査

牛の結核については、「牛のブルセラ症及び結核の全国的清浄性確認サーベイランス実施要領」に基づき、輸入牛を対象に清浄性維持サーベイランス検査を行う。令和6年度対象はなし。

3 ヨーネ病検査

牛のヨーネ病については、清浄性の確認、非清浄地域の早期特定のため、家畜伝染病予防法第5条に基づく検査を5年間で全地域を対象に行う。

令和6年度は、乳用牛671頭を検査対象牛とする。

また、家畜伝染病予防法第51条に基づき、発生が続発している区域からの導入牛を中心にスクリーニング法、リアルタイムPCR等の検査を実施して、本病の侵入・まん延防止を図る。

4 豚熱検査

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、すべての豚飼養農場に年1回以上の立ち入り検査及び免疫付与状況等確認検査並びに異常豚の病性鑑定を実施する。

また、野生いのししにおける浸潤状況を把握するため抗体検査及び遺伝子検査（年間300頭）を実施する。

5 アフリカ豚熱検査

「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、異常豚の病性鑑定及び野生いのししにおけるウイルスの浸潤状況を監視・把握するため、遺伝子検査（野生いのしし年間300頭）を実施する。

6 オーエスキー病検査

本県は清浄県であることから、県外導入計画の報告による清浄地域からの豚の導入を推進するとともに、清浄性維持確認のため、繁殖豚、肥育豚、病性鑑定豚448頭について抗体検査を実施し、早期摘発に努める。

7 ニューカッスル病検査

本病は、ワクチン接種により適切にコントロールできることから、定期の衛生検査により、採卵鶏及びブロイラー1045羽についてニューカッスル病HI抗体検査を実施するとともに、養鶏農家並びに愛玩鳥飼養者等に対しワクチン接種徹底等について啓発指導を図る。

8 鳥インフルエンザ検査

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく定点モニタリング検査（9戸、のべ1080羽）及び強

化モニタリング検査（30戸、のべ300羽）を実施し、本病の監視体制の維持を図る。

9 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症抗体検査及び旧シンプ血清群、流行性出血病ウイルス、パリアムウイルス、ブルータングウイルス抗原検査

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症の3疾病について、家畜伝染病予防法第5条に基づく定期的な抗体検査をそれぞれ延べ240頭実施、さらに旧シンプ血清群、流行性出血病ウイルス、パリアムウイルス、ブルータングウイルスについて遺伝子サーベイランスを実施しその流行状況を解析し、これらの疾病の発生予察を図る。

10 伝達性海綿状脳症検査

「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、BSEを疑う特定臨床症状等を呈した牛について、検査を実施する。

また、月齢又は推定月齢が満18月齢以上で死亡しためん羊又は山羊の死体については家畜伝染病予防法第51条に基づき検査を実施する。

11 牛伝染性リンパ腫検査

県内では、散発的に本病の発生及び抗体陽性牛がみられていることから、肉用繁殖農場での清浄化を推進する。清浄化に意欲のある農家を対象に清浄化事業を推進し、得られた成果を他農場へ展開することにより県内における牛伝染性リンパ腫のまん延を防止する。

12 腐蛆病検査

定飼及び転飼養蜂群に対する立入検査を行い、本病の早期発見に努め、患畜が発生した場合は、焼却・消毒を厳重に実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

13 牛伝染性疾病検査

口蹄疫、BSE、牛ウイルス性下痢（BVD）、牛伝染性鼻気管炎（IBR）、ヨーネ病、サルモネラ感染症等の発生予防及びまん延防止を図るため、臨床検査及び各種の検査を行う。

また、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等についても実施する。

14 豚伝染性疾病検査

口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、オーエスキー病、豚流行性下痢（PED）、豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）、豚丹毒等の発生予防及びまん延防止を図るため、臨床検査及び各種の検査を行う。

また、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等についても実施する。

15 鶏伝染性疾病検査

高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、伝染性ファブリキウス嚢病、鳥マイコプラズマ症等の発生予防及びまん延防止を図るため、臨床検査及び各種の検査を行う。

さらに、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等についても実施する。

また、輸入初生ひなの検疫に対して、「初生ひなの輸入検疫要領」に基づき、着地検査を実施し伝染病の侵入防止を図る。

16 馬伝染性疾病検査

馬インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止を図るため、臨床検査及び各種の検査を行う。

さらに、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等についても実施する。

また、定期的に海外から肥育素馬が導入されていることから、輸入検疫解放後の馬に対しては、海外からの伝染病の侵入が懸念されるため、「家畜防疫対策要綱」の別記7に基づき、着地検査を実施し伝染病の侵入防止を図る。

17 めん羊・山羊伝染性疾病検査

伝達性海綿状脳症（TSE）等の発生予防及びまん延防止を図るため、臨床検査及び各種の検査を行う。

また、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等についても実施する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施する地域は県内全域とし、家畜保健衛生所の所管区分ごとに以下の地域に分ける。

中部地域：佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町

北部地域：唐津市、玄海町

西部地域：武雄市、伊万里市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	①家畜所有者の責務の徹底 ②家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 ③記録の作成及び保管 ④衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ⑤衛生管理区域に入退場する車両の消毒等 ⑥ 畜舎入退場者の手指消毒 ⑦畜舎入口に置ける靴の交換又は消毒 ⑧特定症状が確認された場合の早期通報等	県内全域で実施 通年	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫員による農場立入時に指導・確認等を行う ・部会等を活用して説明を行う
豚及びいのしし	①衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ②畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに交差汚染防止を凶った使用 ③野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ④特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	県内全域で実施 通年	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫員による農場立入時に指導・確認等を行う ・部会等を活用して説明を行う

<p>鶏、あひる、うずら、 きじ、だちょう、ほ ろほろ鳥及び七面鳥</p>	<p>①家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 ②記録の作成及び保管 ③衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに交差汚染防止を図った使用 ④衛生管理区域に立ち入る車両の消毒、車内の交差汚染の防止 ⑤家きん舎ごと専用の靴の設置並びに交差汚染防止を図った使用 ⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ⑦衛生管理区域内並びに家きん舎等施設の清掃及び消毒 ⑧特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止</p>	<p>県内全域で実施 通年</p>	<p>・家畜防疫員による農場立入時に指導・確認等を行う</p>
<p>馬</p>	<p>①家畜所有者の責務 ②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ③記録の作成及び保管 ④衛生管理区域の設定 ⑤衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ⑥異状が確認された場合の出荷及び移動の停止</p>	<p>県内全域で実施 通年</p>	<p>・家畜防疫員と県畜産協会職員による農場立入時に指導・確認等を行う</p>

2 各年度の優先事項等

【令和6年度】

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	①家畜所有者の責務の徹底 ②家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 ③記録の作成及び保管 ④衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ⑤衛生管理区域に入退場する車両の消毒等 ⑥ 畜舎入退場者の手指消毒 ⑦畜舎入口に置ける靴の交換又は消毒 ⑧特定症状が確認された場合の早期通報等	中部地域 ①③ 北部地域 ①③⑤ 西部地域 ②～⑧	①②衛生管理の意識向上のため ③立入時に不備が散見されるため ④～⑦立ち入り時に不備が散見されるため、まだ習慣として定着していないため ⑧早期通報の徹底のため	中部地域 11月～1月 北部地域 通年 西部地域 通年
豚及びいのしし	①衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ②畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに交差汚染防止を図った使用 ③野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ④特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	中部地域 ②③④ 北部地域 ①②③ 西部地域 ②③④	①④継続して実施する必要があるため ②⑦立入時に不備が散見されるため、継続して実施する必要があるため ③⑧定期的な点検・修繕の必要があるため ④⑨早期通報の徹底のため	中部地域 8月～9月、1～2月 北部地域 9月～翌3月 西部地域 通年
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	①家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 ②記録の作成及び保管 ③衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに交差汚染防止	中部地域 ②⑤⑥	①衛生管理の意識向上のため ②立入時に不備が散見されるため	中部地域 通年 北部地域

	<p>を図った使用</p> <p>④衛生管理区域に立ち入る車両の消毒、車内の交差汚染の防止</p> <p>⑤家きん舎ごと専用の靴の設置並びに交差汚染防止を図った使用</p> <p>⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>⑦衛生管理区域内並びに家きん舎等施設の清掃及び消毒</p> <p>⑧特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止</p>	<p>北部地域</p> <p>④⑥</p> <p>西部地域</p> <p>①～⑧</p>	<p>③④立入時に不備が散見されるため継続して実施する必要があるため</p> <p>⑤定期的な点検・修繕の必要があるため</p> <p>⑥定期的な点検・修繕の必要があるため、継続して実施する必要があるため</p> <p>⑦立入時に不備が散見されるため</p> <p>⑧早期通報の徹底のため</p>	<p>通年</p> <p>西部地域</p> <p>通年</p>
馬	<p>①家畜所有者の責務</p> <p>②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <p>③記録の作成及び保管</p> <p>④衛生管理区域の設定</p> <p>⑤衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</p> <p>⑥異状が確認された場合の出荷及び移動の停止</p>	<p>県内全域</p>	<p>飼養衛生管理基準遵守に対する意識が他畜種に比べて遅れている傾向があるため</p>	<p>通年</p> <p>中部地域のみ 11月</p>

【令和7年度】

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	①家畜所有者の責務の徹底 ②家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 ③記録の作成及び保管 ④衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ⑤衛生管理区域に入退場する車両の消毒等 ⑥ 畜舎入退場者の手指消毒 ⑦畜舎入口に置ける靴の交換又は消毒 ⑧特定症状が確認された場合の早期通報等	中部地域 ①③ 北部地域 ①③④ 西部地域 ②～⑧	①②衛生管理の意識向上のため ②周知徹底を継続する必要があるため ③立入時に不備が散見されるため ④～⑦まだ習慣として定着していないため ⑧早期通報の徹底のため	中部地域 北部地域 通年 西部地域
豚及びいのしし	①衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ②畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに交差汚染防止を図った使用 ③野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ④特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	中部地域 ②③④ 北部地域 ①②③ 西部地域 ②③④	①継続して実施する必要があるため ②継続して実施する必要があるため ③定期的な点検・修繕の必要があるため ④早期通報の徹底のため	中部地域 北部地域 9月～翌3月 西部地域 通年
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	①家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 ②記録の作成及び保管 ③衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに交差汚染防止を図った使用 ④衛生管理区域に立ち入る車両の消毒、車内の交差汚染の防	中部地域 ②⑤⑥ 北部地域 ⑤⑥	①②周知徹底を継続する必要があるため ②～④継続して実施する必要があるため ⑤定期的な点検・修繕の必要があるため	中部地域 北部地域 通年 西部地域

	止 ⑤家きん舎ごと専用の靴の設置並びに交差汚染防止を図った使用 ⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ⑦衛生管理区域内並びに家きん舎等施設の清掃及び消毒 ⑧特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	西部地域 ①～⑧	⑥⑦継続して実施する必要があるため ⑧早期通報の徹底のため	
馬	①家畜所有者の責務 ②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ③記録の作成及び保管 ④衛生管理区域の設定 ⑤衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ⑥異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	県内全域	飼養衛生管理基準遵守に対する意識が他畜種に比べて遅れている傾向があるため	通年 中部地域のみ11月

【令和8年度】

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	①家畜所有者の責務の徹底 ②家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 ③記録の作成及び保管 ④衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	中部地域 ①③ 北部地域 ①③⑦	①衛生管理の意識向上のため ②周知徹底を継続する必要があるため ③～⑦まだ習慣として定着していないため	中部地域 11月～1月 北部地域 通年

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤衛生管理区域に入退場する車両の消毒等 ⑥ 畜舎入退場者の手指消毒 ⑦畜舎入口に置ける靴の交換又は消毒 ⑧特定症状が確認された場合の早期通報等 	<p>西部地域 ②～⑧</p>	<p>⑧早期通報の徹底のため</p>	<p>西部地域 通年</p>
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ①衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ②畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに交差汚染防止を図った使用 ③野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ④特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止 	<p>中部地域 ②③④ 北部地域 ①②③ 西部地域 ②③④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①継続して実施する必要があるため ②継続して実施する必要があるため ③定期的な点検・修繕の必要があるため ④早期通報の徹底のため 	<p>中部地域 8月～9月、 1～2月 北部地域 9月～3月 西部地域</p>
鶏、あひる、うずら、 きじ、だちょう、ほろ ほろ鳥及び七面鳥	<ul style="list-style-type: none"> ①家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 ②記録の作成及び保管 ③衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに交差汚染防止を図った使用 ④衛生管理区域に立ち入る車両の消毒、車内の交差汚染の防止 ⑤家きん舎ごと専用の靴の設置並びに交差汚染防止を図った使用 ⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ⑦衛生管理区域内並びに家きん舎等施設の清掃及び消毒 ⑧特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止 	<p>中部地域 ②⑤⑥ 北部地域 ⑤⑥ 西部地域 ①～⑧</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①周知徹底を継続する必要があるため ②～④継続して実施する必要があるため ⑤定期的な点検・修繕の必要があるため ⑥継続して実施する必要があるため ⑧早期通報の徹底のため 	<p>全地域通年</p>

馬	①家畜所有者の責務 ②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ③記録の作成及び保管 ④衛生管理区域の設定 ⑤衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ⑥異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	県内全域	飼養衛生管理基準遵守に対する意識が他畜種に比べて遅れている傾向があるため	通年 中部地域の み 11 月
---	---	------	--------------------------------------	-----------------------

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

万一、口蹄疫等の特定家畜伝染病が本県や隣接県で発生し移動・搬出制限等が設定された場合、すみやかに制限区域内の農場、県内の対象家畜を飼養している農場及び関係機関へ緊急連絡できる連絡体制を整備している。

県内には、化製場がないため、特定家畜伝染病発生時は原則埋却処分としている。しかし、県内の家畜飼養農場は埋却候補地をほぼ所有しているが、有明海に面する低平地においては、2m以上の掘削を行うと水が湧出する可能性があることから、盛土方式も考慮する必要がある。また、レンダリング装置の活用も検討している。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

1 県は、市町、農業協同組合、獣医師等と連携を図りながら、家畜の所有者（生産者）に対して、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認・指導するとともに、自己点検の方法や飼養管理マニュアルの作成等について助言・指導を行う。

2 本県には、20の市町があり、各市町を構成員とする自衛防疫団体が15団体あるが、現在、自衛防疫団体の主な活動内容は予防注射事業となっている。

県内で豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生があったことから、各地域の家畜保健衛生所推進会議等を通して、各地域の自主的な家畜防疫の取組の重要性について再認識を図る。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

(1) 家畜防疫員の確保

法第53条第3項に基づき、法に規定する事務に従事させるため、県知事は、県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員と任命することとなっている。また、同条第4項に基づき、県知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされている。

このことから、本県においては、農林水産部所属の獣医師に加え、健康福祉部に所属する獣医師も家畜防疫員に任命している。

また、獣医師の確保を目的として、佐賀県獣医師修学資金貸与条例による

修学資金の貸与に加え、令和元年度から国庫事業を活用した佐賀県獣医師養成確保修学資金を創設し貸与を開始しており、令和5年度から継続して7名の貸与が決定しており、令和6年度もさらに1名への貸与を計画している。さらに、令和2年度からは高校3年生等を対象とした地域枠の貸与にも取り組んでおり、令和6年度以降も継続することとしている。

(2) 家畜防疫員の育成

本県では、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が開催する家畜衛生講習会を家畜防疫員に受講させるとともに、受講後、伝達講習会を開催し広く情報共有を図ることとしている。

また、中部家畜保健衛生所検査課で、病性鑑定研修会を年に数回行い、緊急立入時の検査方法等の習得など、家畜防疫員の技術の平準化を図る。

さらに、家畜衛生分野だけでなく、農場HACCP指導員及び審査員研修並びにJGAP指導員研修を受講させ、飼養衛生管理に加え生産性向上に資するための家畜防疫員の指導力の向上を図る。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

(1) 飼養衛生管理者として想定している者

- ①家畜の所有者
- ②家畜の所有者が、管理経験や知識等により適当と認めた者

(2) 飼養衛生管理者の選任における留意事項

- ①衛生管理区域ごとに選任すること
- ②1人で多数の衛生管理区域を管理しないこと
- ③飼養衛生管理者の住所と衛生管理区域が著しく離れていないこと

(3) 飼養衛生管理者の変更等があった場合の対応

家畜の所有者等は、飼養衛生管理者の変更があった場合、変更後の定期報告時に新たな飼養衛生管理者について報告するものとする。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

研修又は資料提供の内容	頻度・時期	方法等
家畜の伝染性疾病の発生状況等	家畜伝染病発生時・随時	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者団体の部会・総会等の家畜飼養者の集まりがある際に情報提供を行う ・【家畜衛生だより】を作成し、家畜防疫員による立入時に配布する
飼養衛生管理基準の内容	基準の改正時	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫員による立入時に説明する
家畜排せつ物の適正処理	毎年梅雨前	<ul style="list-style-type: none"> ・【家畜衛生だより】を作成し、家畜防疫員による立入時に配布する
家畜の暑熱対策	毎年5月以降・随時	<ul style="list-style-type: none"> ・【家畜衛生だより】を作成し、家畜防疫員による立入時に配布する
定期報告書の内容・記入方法	毎年1月以降・随時	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者団体の部会・総会等の家畜飼養者の集まりがある際に説明する ・【家畜衛生だより】を作成し、家畜防疫員による立入時に配布する

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 情報提供の方法、頻度、内容等について記載。

情報提供の内容	頻度・時期	方法等
家畜の伝染性疾病の発生状況等	家畜伝染病発生時・随時	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時は農家への電話・ファクシミリ・メールにより提供する。 ・部会・総会等の家畜飼養者の集まりがある際に情報提供を行う ・【家畜衛生だより】を作成し、家畜防疫員による立入時に配布する

(2) 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員に対しては、国が作成した多言語のリーフレットを活用し、飼養衛生管理者等を通じて情報提供を実施する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

【県外の関係機関との連携】

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
九州・沖縄・山口ブロック家畜衛生主任者会議	農林水産省動物衛生課 農林水産省畜水産安全管理課 動物検疫所門司支所 九州農政局 動物衛生研究部門九州支所 九州・沖縄・山口各県畜産主務課	設置済 (設置時期不明)	各県輪番制(山口県除く)	・家畜伝染病予防事業に係る国への要望・協議 ・家畜伝染病予防事業、交付金事業に係る各県との協議 ・薬事、獣医事に係る協議 ・自衛防疫活動、環境保全に係る協議 ・家畜保健衛生所の運営に係る協議 ・情報提供 等
九州・沖縄・山口家畜防疫連携会議	九州・沖縄・山口各県畜産主務課	平成 24 年	各県輪番制(山口県除く)	・家畜伝染病発生に備えた対応 ・家畜伝染病発生時の対応 ・家畜伝染病予防事業の実施状況 等
福岡・佐賀県境防疫会議	福岡県畜産課 各家畜保健衛生所 関係農林事務所 佐賀県畜産課 各家畜保健衛生所	平成元年	福岡県中央家保及び佐賀県中部家保が交互に実施	・家畜伝染病に係る対応 ・飼養衛生管理基準に係る対応 ・情報提供 等
長崎・佐賀県境防疫会議	長崎県畜産課 各家畜保健衛生所 佐賀県畜産課 各家畜保健衛生所	設置済 (設置時期不明)	両県畜産課が交互に実施	・家畜伝染病に係る対応 ・情報提供 等

【県内関係機関との連携】

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
中部地域 家畜衛生 推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県畜産課 ・佐賀県中部家畜保健衛生所 ・管内各市町 ・佐賀県農業協同組合 ・（公社）佐賀県県畜産協会 ・保健福祉事務所 ・農林事務所 ・農業振興センター 	設置済 （設置時期不明）	中部家畜 保健衛生 所	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染性疾病の発生状況 ・家畜衛生関係事業計画 ・畜産環境保全関係 ・自防事業等の計画
北部地域 家畜衛生 推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県畜産課 ・佐賀県北部家畜保健衛生所 ・管内各市町 ・佐賀県農業協同組合 ・唐津農業協同組合 ・（公社）佐賀県県畜産協会 ・保健福祉事務所 ・農林事務所 ・農業振興センター 	設置済 （設置時期不明）	北部家畜 保健衛生 所	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染性疾病の発生状況 ・家畜衛生関係事業計画 ・畜産環境保全関係 ・自防事業等の計画
西部地域 家畜衛生 推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県畜産課 ・佐賀県西部家畜保健衛生所 ・管内各市町 ・佐賀県農業協同組合 ・伊万里市農業協同組合 ・（公社）佐賀県県畜産協会 ・保健福祉事務所 ・農林事務所 ・農業振興センター 	設置済 （設置時期不明）	西部家畜 保健衛生 所	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染性疾病の発生状況 ・家畜衛生関係事業計画 ・畜産環境保全関係 ・自防事業等の計画

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- 1 国内で、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が家畜において発生した場合、又は野生動物において感染が確認された場合、県内での発生リスクが高まっていることから、発生状況等を家畜の所有者及び飼養衛生管理者等へ電話、ファクシミリ、Eメール等を活用して周知するとともに、野生動物の侵入防止、消毒の徹底等、飼養衛生管理基準の遵守について指導を行う。また、指導については、必要に応じて家畜防疫員の巡回・立入により実施する。

- 2 万一、県内で口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合、発生農場の防疫措置に係る職員とは別に、発生農場の周辺農場の検査等を実施する職員を配置し、飼養家畜の臨床検査等とともに飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。

Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務があることから、愛玩動物として該当家畜を飼養している者、観光牧場についても県のホームページ等で常時呼びかけるとともに、定期報告の実施及び飼養衛生管理基準の遵守について十分説明する。

また、観光牧場については、衛生管理区域への病原体持込み及び持ち出し防止対策として、人・車両の消毒、看板の設置等に重点をおいて指導する。